

# わかことワカルの少年法

第6回

## 今月のテーマ：家裁に送られてから審判まで

前回までは、少年事件発生から家庭裁判所に送られてくるまでのを取り上げてきました。今月号からは、少年が家裁に送られてから審判が始まる前までに、少年はどうなっていくのかを取り上げてみましょう。<sup>i</sup>

ワカル：明日、“かさい”に行くんだ～

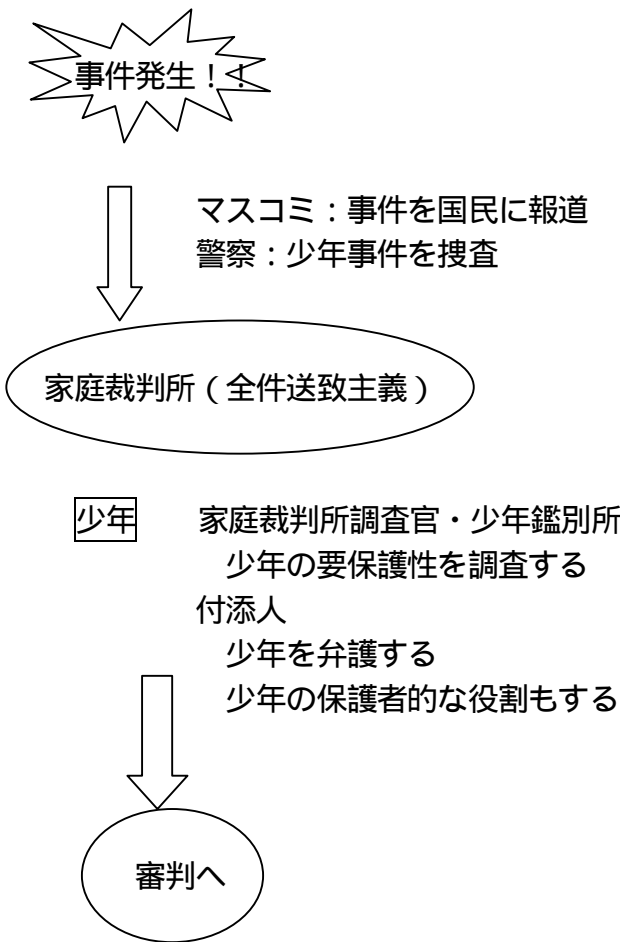
わかこ：あ、あんた、まさか……。

ワカル：うふっ。デートだよ

わかこ：家裁で！？

わかこ：葛西だよ！！ 葛西臨海公園（in 東京・江戸川区）！！

<家裁送致から審判開始までを概観してみましょう>



前回までは事件が発生してから家庭裁判所に送られるまでの話をしてきました。ここでマスコミが事件を報道したり（第2回）警察が捜査をしたり（第4、4.5回）するんでしたよね。

そして、全ての少年事件は最後に家庭裁判所に送られます。（全件送致主義、第5回）

ここからは、家庭裁判所に送られてから審判が開始されるまでを紹介します。

### ・第6回

まず、少年はこの段階でどうなるのでしょうか？ 大人では多くの場合警察に捕まったままです<sup>ii</sup>が、少年は大人と同じように身体を拘束してよいのでしょうか？ ここを詳しく説明します。

### ・第7,8回

ここでの主な登場人物は「家庭裁判所調査官」です。調査官は心理学や教育学などのプロで、少年の性向、境遇、生育歴などを調査して、少年の「要保護性」、つまり「この少年には、どんな保護が必要か」を調べます。もちろん、こんな制度は大人の場合はありません。これはどうしてなのでしょう？ それを扱います。

### ・第9回

ここでは「付添人」を取り上げます。付添人は、大人の場合で言う、弁護士に近い存在です。でも、少年事件では付添人の果たす役割は大人の場合とは少し違います。では、どんな風に違うのでしょうか？ それを取り上げていきます。

<sup>i</sup>この章全体を貫く参考文献として、田宮・広瀬『注釈少年法 改訂版』（有斐閣、2001）、服部・佐々木『ハンドブック少年法』（明石書店、2000）、『平成15年度版犯罪白書』（法務省法務総合研究所、2003）、沢登『少年法』（中公新書、1999）がある。

<sup>ii</sup>ここは一般の用語法に近づけるために「警察に捕まったまま」との表記にしたが、厳密には被告人勾留（刑事訴訟法60条以下）のことを指す。なお、成人の場合も刑事訴訟法上は「無罪推定の原則」から公判中は在宅となるのが原則形態であることに留意しておきたい。ただ、現実には逃亡・罪証隠滅防止を理由に、これとはかなりかけ離れた運用がなされていると言える。具体的には、第一審公判事件終局処理人員88252人に対し勾留総人員71539人（81.1%）、勾留人員のうち保釈人員8737人であり、結果として保釈を含む在宅事件率は28.8%である。（平成14年、平成15年度犯罪白書および司法統計年報より）

< 家裁送致。その時少年は・・・?? >

家庭裁判所に送られてから少年はどうなるのでしょうか？ そして、その手続きは大人の場合とどう違うのでしょうか？ またいつものように条文を追いながら、その疑問を解き明かしていきましょう！！

#### 少年法第 17 条 （観護の措置）

家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、決定をもつて、次に掲げる観護の措置をとることができる。

- 一 家庭裁判所調査官の観護に付すること。
- 二 少年鑑別所に送致すること。

（中略）

3 第一項第二号の措置においては、少年鑑別所に収容する期間は、二週間を超えることができない。ただし、特に継続の必要があるときは、決定をもつて、これを更新することができる。

4 前項ただし書の規定による更新は、一回を超えて行うことができない。ただし、第三条第一項第一号に掲げる少年に係る死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件でその非行事実の認定に関し証人尋問、鑑定若しくは検証を行うことを決定したものの又はこれを行つたものについて、少年を収容しなければ審判に著しい支障が生じるおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合には、その更新は、更に二回を限度として、行うことができる。

（以下略）

#### 少年法第 17 条の 2 （異議の申し立て）

少年、その法定代理人又は付添人は、前条第一項第二号又は第三項ただし書の決定に対して、保護事件の係属する家庭裁判所に異議の申立てをすることができる。

（以下略）

#### 少年法第 17 条の 3 （特別抗告）

第三十五条第一項の規定（再抗告）は、前条第三項の決定について準用する。

（以下略）

#### 少年法第 17 条の 4 （少年鑑別所送致の場合の仮収容）

（略）

### 17 条

・家庭裁判所は、審判のために必要だなと思ったら、「観護措置」をとれる。「観護措置」とは、少年に家庭裁判所調査官の観護を付けること（＝「調査官観護」）そして、少年を少年鑑別所というところに入れること（＝「少年鑑別所送致」）を言う。（ ）

・「少年鑑別所送致」は、2週間までできる。ただし、どうしても必要なら4週間までできる。ただし、一定の重大事件について事実認定のため一定の証拠調べを行う・行った事件は、それをしなければ審判にとっても支障があるという場合には、8週間までできる。（3，4）

#### 17 条の 2

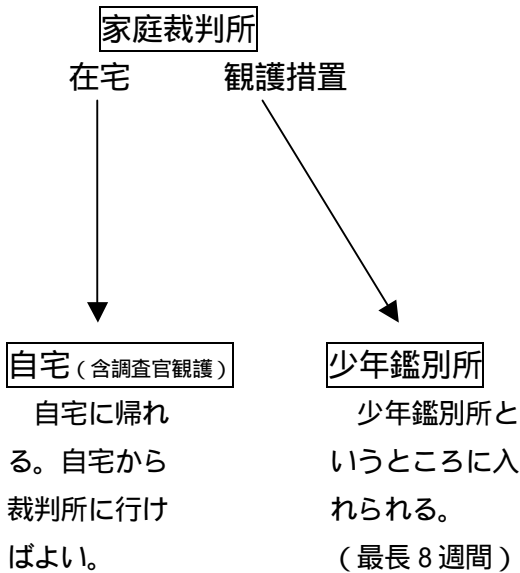
家庭裁判所が「少年鑑別所送致」を決めたら、少年・法定代理人・付添人は「もう一度考え直してくれ」と言える。

#### 17 条の 3

それでもだめなら、特別な場合に限って最高裁判所に「考え直してくれ」と言える。

ちょっと条文だけではわかりにくいですね。そこで、これを図にしながら大人の場合と比べつつ見てみましょう。

### 家裁送致。その時少年は・・・？



本来なら、捜査段階では警察に捕まっていた少年<sup>ii</sup>も、家裁に送られると原則として家に帰ることができます（もちろん審判は受けます）。

その理由は、犯罪を本当に犯したかどうかは審判を試みなければわからないのに（これを無罪推定の原則と言います）、牢屋<sup>iii</sup>に閉じこめるわけにはいかないからです。加えて、特に少年は身体の拘束によって生じる悪影響（例えば、精神を害する、他の収容されている人から悪影響を受けるおそれがある等）を考えると、身体の拘束をできるだけ避けるべきです。<sup>iv</sup>

ただ、例外があって、家裁が「この少年には観護措置が必要だな」と判断した場合には、家裁は「観護措置」をとることができるのです。

### 「観護措置」って何？

観護措置には、二種類あります。

一つは「調査官観護」。調査官観護とは、少年を自宅に帰して（少年の身体を拘束しないで）調査官の観護をつけるというものです。

二つ目は「少年鑑別所送致」。少年鑑別所送致とは、捜査が終わった少年について、家庭裁判所がその少年を少年鑑別所というところに入れることを言います。

ただ、地域による違いなどはありますが、現在では調査官観護はほとんど行われていません。この点についての疑義はありますが<sup>v</sup>それは後で詳しく説明するとして、とりあえず少年鑑別所送致を説明していきま

### 少年鑑別所送致の期間制限

少年鑑別所送致には期間制限があります。<sup>vi</sup>

期間は、原則として2週間です。どうしても必要なら4週間まで延長できます。そして、特別な場合<sup>vii</sup>に限って8週間まで延長が認められることがあります。

### なんでそんな規定があるの？

さまざまな目的があります。

まず、身寄りのない少年の保護。これは分かりやすいと思います。

次に、観護措置の最大の目的として、少年に対する調査があります。少年鑑別所では、心理学や教育学の専門知識に基づいて少年の性向・境遇・生育歴などについて調査が行われます。そしてその結果は審判や処遇を行う上での重要な資料になります。これを「資質鑑別」とか「心身鑑別」とか言ったりします。

ここは大人の手続きにない大きな特徴です。詳しくは調査官（第7回）で詳しく解説しますが、少年法は、非行事実を解明して犯罪を処罰するという機能に加えて、このような社会調査をもとに少年の要保護性（どんな保護が必要か）を判断して、それに基づいて少年に必要な保護を与えるという機能ももっているのです。<sup>viii</sup>

### 現実にはどう運用されているの？

実際にどのくらいの少年に対して、少年鑑別所送致がされているのでしょうか？

平成14年では、少年事件総数83,676人のうち少年鑑別所送致が17,721人（約21%）になされています。<sup>ix</sup>

期間で見ると、原則2週間とされていますが、現実には4週間近くとなる場合が多いようです（これに対しては条文無視との批判があります）。具体的には、平成14年では、4週間以内17,677人、6週間以内26人、8週間以内18人でした。<sup>x</sup>

また、少年鑑別所送致は本来、身寄りのない少年の

保護や少年の調査のために行われるのですが、現実の運用では少年が逃げたり証拠を隠滅したりしないように捕まえておくという機能も否定できません。これについては批判のあるところです。

## 大人とどう違う！？

まず、大人に比べると少年は圧倒的に在宅事件(審判段階で自宅に帰してくれる場合)が多いですね。具体的には、大人は在宅率(保釈を含む)は約30%であるのに対して、少年の場合は在宅率は約80%です<sup>xi</sup>。それだけ少年の身体拘束については慎重な運用がなされているのです。<sup>xii</sup>

その理由は、少年に対する身体拘束について様々な悪影響があることを考慮して、少年を保護しているためだといえるでしょう。<sup>xiii</sup>

そして、もう一つ大事なポイントがあります。観護措置の最大の目的は何でしたか？それは、少年に対する調査(心身鑑別)です。大人の場合には逃げたり証拠隠滅したりすることを防ぐためにただ牢屋<sup>xiv</sup>に閉じこめておくだけですが、観護措置は違います。少年鑑別所では少年に対して心理学・教育学などの専門知識に基づいた調査が行われるところなのです。この調査の結果は処遇を決めるうえで重要な資料になります。<sup>xv</sup>少年鑑別所は本来、少年をより詳しく調査するための施設なのです(現実には捜査や審判の都合で少年の身体を拘束するために運用されている事実を否定することはできませんが・・・)。

## マイナーながら、改正されたトコロ

実は、マイナーであり知られていないかも知れませんが、観護措置は大きく改正があったところです。

まず、それまで最長4週間までだったのですが、最長8週間までできるようになりました。これに関する議論は後で詳しく述べます。

そして、異議申し立て手続の新設です。それまでは観護措置が家裁によって決められても少年は文句が言えませんでした。でも改正によって、「嫌だ。考え直してくれ」と言えるようになったわけです。<sup>xvi</sup>

## 改正法に対する意見(期間伸長について)

ここで、少年鑑別所送致について、その収容期間が伸長される改正があった点について、これに関する意見をいくつか紹介したいと思います。

実は、改正法は内閣提出法案の段階では鑑別期間は最大12週間とされていました。国会審議の段階でそれが修正されたのです。

期間伸長に肯定的な立場は、正確な非行事実の認定の必要性を強調します(改正法は期間延長の要件として事実認定のため必要があるときとしている)。つまり、4週間(改正前)では心身鑑別とともに正確な事実認定を行うには短すぎるというのです。確かに、少年事件では以前から特に自白偏重の傾向が強く、それが捜査段階で自白強要などの人権侵害を生み、審判段階で冤罪を生むことにつながっているとされてきました。このような傾向から脱却することを志向し、真実を発見するため、期間伸長は必要だというのです。

一方、反対する立場は、少年法の原則的立場からすれば少年の身体の拘束はできるだけ避けるべきであり、それゆえ、改正法はこの少年法の理念に反し、少年の人権侵害を助長するものであると主張します。このような理念は、少年法のみならず国際ルールとしても確立しており、日本は法改正に関して国連から勧告を受けたという事実もあります。<sup>xvii</sup>

そして、さらに反対する立場は、期間が経過した場合には在宅や調査官観護に切り替えれば良いと、肯定する立場を批判します。実は、改正前はそのような運用がなされていました。

## 最後に・・・調査官観護について

調査官観護は現在ではほとんど使われていませんが、少年法は社会調査が必要な場合でも原則として身体を拘束せずに調査官観護により対応することを予定しており、それでも足りない場合にのみ少年鑑別所送致をすることを予定しています。これは、少年の身体の拘束をできるだけ避けようとする少年法の理念から来るものと言えるでしょう。つまり調査官観護は、社会調査が必要な場合でも少年の身体の拘束をできるだけ避けるために、いわば安全弁としての役割を担っているのですね。

改正法はこうした手段を無視して、簡単に身体の拘束を認めていこうとする点でやはり問題があると言えるでしょう。

もちろん、前に紹介した通り、改正法にもそれなりの合理性があると言えます。しかし、少年法の理念、そしてそれに基づく少年法の諸規定をきちんと吟味せずに行われたとすれば、それはやはり問題です。5年後の改正法見直しに向けて、もう一度少年法を吟味し、その上で見直しをいただけることを願ってやみません。

「わかことワカルの少年法」担当  
(監修：石井 小夜子、津田 玄児)

<sup>i</sup> 残念ながら今回は条文を全て挙げるのは意味がなく無駄が多すぎると考えたので、適宜割愛させていただいた。

<sup>ii</sup> この点は捜査(第4、4.5回)参照。

なお、少年の場合は原則として捜査機関による勾留でも観護措置と同じ手続を踏むことが予定されている(少年法43条1項2項)。しかし、実際の運用では警察の留置場に収容されている場合が圧倒的に多いようである。ここから、自白強要など、違法捜査による人権侵害のおそれが生じることは想像に難くない。少年の場合は特に大人と比べてそのおそれは顕著であると思われる。

<sup>iii</sup> (ここでは公訴、審判段階になるので、)厳密には拘置所または留置場のこと。少年の場合は少年鑑別所。

<sup>iv</sup> このような精神は少年法が予定しているものと言える。その端的な例として、少年法43条3項が勾留請求に際して厳格な要件を要求していることが挙げられよう。少年法17条の規定も身体の拘束に対しては慎重な手続を予定しているものと思われる。

また、子どもの成長発達権を基盤として、身体拘束がかかる権利の侵害にあたることと捉えることもできる。この立場は、子どもを保護客体としてではなく、権利主体としてみる点に主眼があるものといえる。これについては、先日の学習会での津田弁護士のお話を参考にしてみようと思いたい(通信にも掲載されています)。

<sup>v</sup> 後述することであるが、本来はこれが原則形態であるし、少年の身体拘束をできるだけ避けるべきとする少年法の理念から、調査官観護の活用は消極的な現在の運用を批判する主張がある。

<sup>vi</sup> やや細かい事項にわたるが、観護措置の期間制限の単位をいかに解すべきかについては争いがある。この点、裁判例は事件単位説が本条にも適用されるしているものと思われる(名古屋高決昭32.1.22)。これに対しては、観護措置が少年個人の社会調査を目的とするものであるという理由で人単位説を主張するものや、原則として人単位説によるべきだが例外を認めていく折衷説などもある。

<sup>vii</sup> 一定の重大事件において事実認定のため証拠調べの必要がある又は証拠調べを行ったときで、審判に著しい支障が生じるおそれがあると認められるとき、とされている(少年法17条4項但書)。

<sup>viii</sup> 少年法の趣旨・目的に関わる重大な特徴の一つである。詳しくは調査官(第7回)参照。

<sup>ix</sup> 平成15年度司法統計年報より。

<sup>x</sup> 平成15年度司法統計年報より。

<sup>xi</sup> 成人刑事事件の在宅率は前掲1頁注を参照。

<sup>xii</sup> 実はこの数字はやや不正確である。というのも、成人刑事事件には不起訴処分があるため全件が公判にかけられるわけではないからである。一方、少年事件の場合も全件送致とされているが現実には簡易送致という形で終わらせる事件も多い。両者を単純に比較することはできないと思われる。

<sup>xiii</sup> 前掲注 参照

<sup>xiv</sup> 前掲注

<sup>xv</sup> 調査官(第7回)で調査官の解説とともに少年法の趣旨・目的について言及する予定である。そこで詳しく解説することになると思う。

<sup>xvi</sup> 憲法31条のデュープロセス保障という点で大きな意味のある改正であるといえる。ただし、この改正は責任主義的な考え方に基づくものであり、従来の保護主義的な考え方と相反する側面がないわけではない。

<sup>xvii</sup> 子どもの権利条約37条、北京ルール、子どもの権利委員会勧告などを参照。

<参考>

少年法第17条 (観護の措置)

家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、決定をもつて、次

に掲げる観護の措置をとることができる。

1 家庭裁判所調査官の観護に付すること。

2 少年鑑別所に送致すること。

同行された少年については、観護の措置は、遅くとも、到着のときから二十四時間以内に、これを行わなければならない。検察官又は司法警察員から勾留又は逮捕された少年の送致を受けたときも、同様である。

第一項第二号の措置においては、少年鑑別所に収容する期間は、二週間を超えることができない。ただし、特に継続の必要があるときは、決定をもつて、これを更新することができる。

前項ただし書の規定による更新は、一回を超えて行うことができない。ただし、第三条第一項第一号に掲げる少年に係る死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件でその非行事実の認定に関し証人尋問、鑑定若しくは検証を行うことを決定したものを又はこれを行ったものについて、少年を収容しなければ審判に著しい支障が生じるおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合には、その更新は、更に二回を限度として、行うことができる。

第三項ただし書の規定にかかわらず、検察官から再び送致を受けた事件が先に第一項第二号の措置がとられ、又は勾留状が発せられた事件であるときは、収容の期間は、これを更新することができない。

裁判官が第四十三条第一項の請求により、第一項第一号の措置をとつた場合において、事件が家庭裁判所に送致されたときは、その措置は、これを第一項第一号の措置とみなす。

裁判官が第四十三条第一項の請求により第一項第二号の措置をとつた場合において、事件が家庭裁判所に送致されたときは、その措置は、これを第一項第二号の措置とみなす。この場合には、第三項の期間は、家庭裁判所が事件の送致を受けた日から、これを起算する。

観護の措置は、決定をもつて、これを取り消し、又は変更することができる。

第一項第二号の措置については、収容の期間は、通じて八週間を超えることができない。ただし、その収容の期間が通じて四週間を超えることとなる決定を行うときは、第四項ただし書に規定する事由がなければならぬ。

裁判長は、急速を要する場合には、第一項及び第八項の処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

少年法第17条の2 (異議の申し立て)

少年、その法定代理人又は付添人は、前条第一項第二号又は第三項ただし書の決定に対して、保護事件の係属する家庭裁判所に異議の申立てをすることができる。ただし、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、異議の申立てをすることができない。

前項の異議の申立ては、審判に付すべき事由がないことを理由とするすることはできない。

第一項の異議の申立てについては、家庭裁判所は、合議体で決定をしなければならない。この場合において、その決定には、原決定に関与した裁判官は、関与することができない。

第三十二条の三、第三十三条及び第三十四条の規定は、第一項の異議の申立てがあつた場合について準用する。この場合において、第三十三条第二項中「取り消して、事件を原裁判所に差し戻し、又は他の家庭裁判所に移送しなければならない」とあるのは、「取り消し、必要があるときは、更に裁判をしなければならない」と読み替えるものとする。

少年法第17条の3 (特別抗告)

第三十五条第一項の規定は、前条第三項の決定について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「二週間」とあるのは、「五日」と読み替えるものとする。

前条第四項及び第三十二条の二の規定は、前項の規定による抗告があつた場合について準用する。

少年法第17条の4 (少年鑑別所送致の場合の仮収容)

家庭裁判所は、第十七条第一項第二号の措置をとつた場合において、直ちに少年鑑別所に収容することが著しく困難であると認める事情があるときは、決定をもつて、少年を仮に最寄りの少年院又は拘置監(監獄法(明治四十一年法律第二十八号)第一条第三項の規定により代用されるものを含まない。)の特に区別した場所に収容することができる。ただし、その期間は、収容した時から七十二時間を超えることができない。

裁判長は、急速を要する場合には、前項の処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

第一項の規定による収容の期間は、これを第十七条第一項第二号の措置により少年鑑別所に収容した期間とみなし、同条第三項の期間は、少年院又は拘置監に収容した日から、これを起算する。

裁判官が第四十三条第一項の請求のあつた事件につき、第一項の収容をした場合において、事件が家庭裁判所に送致されたときは、その収容は、これを第一項の規定による収容とみなす。